

野生動物による被害防止対策に関する調査結果（概要）

！ 調査の背景

〔通知日：令和8年7月31日 通知先：環境省、農林水産省〕

- 中山間地域での人間活動の低下等によりクマの生息分布域が拡大し、人の生活圏での出没が増加しており、令和7年度は人身被害が過去最多。また、二ホンジカ等も生息分布域が拡大し、生態系や農林業に深刻な被害（年間約160億円の農作物被害）
- 平成26年の鳥獣保護管理法改正により、生息数が著しく増加又は生息範囲が拡大している鳥獣を「指定管理鳥獣」に指定し、**個体群管理により適正な生息状態に誘導する取組を実施**。現在二ホンジカ、イノシシ、クマを指定
- 指定管理鳥獣の管理強化が求められるものの、**捕獲従事者（銃猟）の減少や高齢化に伴い捕獲圧の維持が困難である、都道府県や市町村の体制が鳥獣の増加や生息分布域の拡大等に追いつかないなどの課題が指摘されている。**

📄 主な調査結果 1

- **クマの広域的な個体群管理について、関係都道府県で構成される協議会による対策が進まず、国からの支援を求める声あり**
 - ・ 協議会の設置・運営の業務負担の大きさや都道府県間で生息調査手法が異なることなどからクマの広域的な個体群管理が進まず。
 - ・ 設置された協議会に参加する都道府県間で、個体群管理に関する目標等の統一化が困難となっており、国による調整等の支援を要望

！ 調査情報の事前提供 （令和7年11月）

クマ被害対策の検討に向け、**広域的な個体群管理に関する都道府県の支援の充実、地方環境局の体制整備**に関して調査情報を提供
【内閣人事局、環境省】

クマ被害対策 パッケージ （令和7年11月）等

地方環境局の体制を強化し、**広域的な個体群管理を推進**

📄 主な調査結果 2

- ① **二ホンジカ侵入初期段階にある都道府県において、隣接都道府県との連携した対策が進まず。**
 - ・ 侵入元となる都道府県が被害発生地域での対策を優先することなどにより都道府県境地域での侵入防止等に向けた連携が困難となっている例あり
- ② **狩猟禁止となる都道府県指定鳥獣保護区における二ホンジカ等の指定管理鳥獣に対する捕獲圧が不十分**
 - ・ 都道府県指定鳥獣保護区や近隣区域で被害が発生している市町村の約6割で鳥獣保護区での許可捕獲が未実施又は一部期間で未実施
 - ・ 約8割の都道府県が「保護すべき鳥獣が不明確な鳥獣保護区あり」と回答
- ③ **市町村が二ホンジカ等の捕獲を行う場合の申請・許可手続の簡略化により、職員の負担を軽減し、限られた体制を被害防止対策に活用する余地あり**
 - ・ 申請・許可手続が不要な捕獲事業（国・都道府県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業）の取扱いを踏まえ、申請・許可手続の簡略化による市町村職員の負担軽減を求める意見あり

👉 当省の主な意見

- ① 広域での二ホンジカ生息動向の把握・分析や捕獲等に向けた調整など、**関係都道府県の連携促進に向けた支援**【環境省】
- ② 捕獲圧維持に資する制度や取組の周知等により、被害実態や保護・管理のバランス等を踏まえた**鳥獣保護区制度の適切な運用を推進**【環境省】
- ③ 地方公共団体における実態を踏まえた**鳥獣の捕獲等の申請・許可手続の見直し**【環境省】

調査の背景・視点

調査の背景

- 中山間地域での人間活動の低下や里山利用の縮小等により**クマの生息分布域が拡大し**、人の生活圏での出没が増加。令和7年度には**人身被害者数が過去最多**（158人（2年度）→238人（7年度））
 - 国内に古くから生息している**ニホンジカやイノシシの推定個体数は約20年間で約3倍**。**生息分布域が拡大し、生態系や農林業に深刻な被害**（農作物被害額は年間約160億円で推移）
 - 増加した鳥獣の生息状況の適正化を推進するため、平成26年の鳥獣保護管理法改正により、法目的に「鳥獣の管理」（生息数の減少や生息分布域の範囲縮小等）を追加するとともに、積極的な管理を促進する観点から保護管理に関する計画体系を再整理し、ニホンジカ等の**個体群管理等により適正な生息状態に誘導する取組を実施**。令和6年度には**クマを「指定管理鳥獣」に追加指定**
- ▼
- ニホンジカ等に加え、近年はクマによる被害を防止するための管理強化が求められる状況。ニホンジカの個体数はピーク時から微減傾向にあるもののいまだに高い水準であり、生息分布域は拡大傾向
 - さらに、指定管理鳥獣の**捕獲従事者（銃猟）の減少や高齢化によって捕獲圧の維持が困難**、対策を担う**地方公共団体の体制が鳥獣の増加や生息分布の拡大に追い付かないことに加え、専門的な知見を有する職員の不足等**といった課題も指摘されている。
- ▼



調査の視点

- ① 指定管理鳥獣による各種被害防止のための「管理強化」に向けた対策の着実な実施
- ② 地方公共団体等での限られた人員・体制での効果的な被害防止対策を着実に実施するための業務・手続等の見直しを推進

背景・制度等

- ヒグマの個体数は約 1 万 2 千頭（令和 4 年度）と推定され増加傾向。**ツキノワグマは、本州の多くの地域で個体数が増加又は安定化とされており、約 4 万 6 千頭と推定されているが実態は不明**
- クマは行動圏が広く、**都道府県境をまたいで広域的に移動**。環境省は、広域的な保護・管理を行うための行政単位となる「**保護管理ユニット**」を設定（本州以南で18ユニット）
- 環境省は、同一の**保護管理ユニット**に属する都道府県が協議・調整し、管理等の方向性について共通認識をもった上で**計画的に広域的な管理を進めることを推奨**



調査結果

- **広域的な個体群管理に取り組むものは約 3 割**（4/14保護管理ユニット）
 - ✓ 都道府県境をまたぐ広域での個体数推定等に取り組むものあり
 - (広域的な個体群管理に関する取組例)
 - ✓ 関係都道府県と広域協議会を設置・運営。**各都道府県が得たモニタリングデータ等を一元的にシステム登録し共有**を図るとともに、ユニット全体での個体数推定に活用
- **広域的な個体群管理が未実施（広域協議会が未設置）となっている理由**
 - ✓ 「協議会の設置・運営の負担が大きいなど**体制上の制約があるため**」（指定管理鳥獣の管理等に関する業務の増大等）、「個体数推定に活用する**生息状況データの収集方法等に差異があるため**」（各都道府県で調査手法等が異なり統一が困難等）など
- **広域的な個体群管理が未実施の都道府県への支援に加え、既に取り組む都道府県に対する支援も重要**
 - ✓ 保護管理ユニットでの広域的な管理方針を定めているものの、各都道府県の捕獲等の方針の違いなどから**個体群管理に関する目標等の統一化を図ることが困難となる例あり**
 - ✓ 都道府県からは、国による**都道府県間の調整等の支援について要望あり**
 - (関係都道府県間で個体群管理に関する目標等が異なっている例)
 - ✓ クマの捕獲等に関する方針等の違いから、関係都道府県間で異なる捕獲上限割合により**捕獲上限数（目標）を設定**
 - ✓ 生息する個体が都道府県境を行き来していることが確認されているが、**隣接する都道府県間で狩猟可否に差異あり**

調査情報の提供（令和 7 年11月以降）

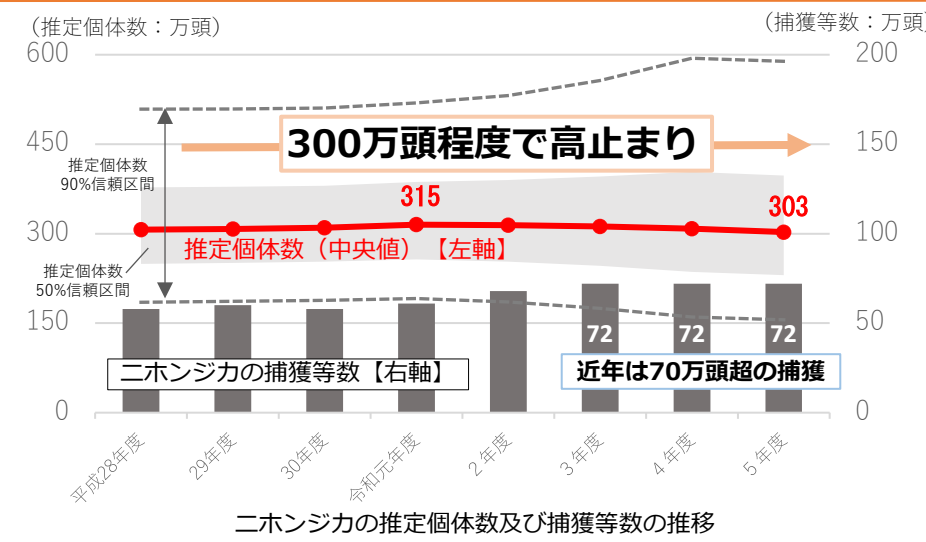
- **地方環境局での都道府県支援体制の検討に資する調査情報**（クマ等の広域的な個体群管理に関する取組状況や課題等）を**内閣官房内閣人事局及び環境省に提供**（令和 7 年11月）
- **クマ被害対策ロードマップに沿った都道府県支援の検討に資する調査情報**を環境省に提供（令和 8 年 6 月）

クマ被害対策パッケージ
クマ被害対策ロードマップ

- **広域的な個体群管理のための都道府県への支援に向けた地方環境局の体制強化**
- **広域協議会設立等に向けた都道府県に対する支援**
- **個体数の調査・推定を実施し、結果を踏まえた広域的な管理方針の検討 等**

背景・制度等

- ニホンジカの本州以南の生息分布域面積は約40年間（S53～H30）で約2.7倍に拡大。全国の推定個体数も約15年間（H10～H26）で約3.1倍に増加。近年は、半減目標等による取組強化によってピーク時から微減傾向にあるが、300万頭程度で高止まり
- 環境省は、生息分布域が都道府県境にまたがる場合、隣接都道府県等と広域的な管理を実施するため、隣接する都道府県や国の関係機関等と協力・連携を図ることを都道府県に求めている。



調査結果

- 都道府県境をまたぐニホンジカの広域的な個体群管理に取り組むものは約 4 割（7/19都道府県）
 - ✓ 広域協議会を設置して広域での継続的なモニタリングや戦略的な捕獲等に取り組むなどの事例あり
 - ✓ 環境省（地方環境局）が広域協議会を設置・運営し、複数都道府県にまたがる捕獲困難地の生息頭数の高密度化の課題等に対して、継続的なモニタリングとともに連携した捕獲事業の実施を調整
 - ✓ 都道府県が自ら広域協議会を設置・運営し、ニホンジカの侵入初期段階にある都道府県境エリアを対象とした生息状況等の把握や生息区域の拡大防止に向けた捕獲等の対策を実施
- ニホンジカの広域的な個体群管理が未実施となっている理由
 - ✓ 「予算上の制約」（都道府県境での捕獲等の事業を増やす予算がない）、「都道府県での体制上の制約」（関係都道府県との調整等が必要となるが、体制上の制約等からハードルが高い）、「隣接する都道府県の協力を得られない」など
- ニホンジカ侵入初期段階にある都道府県において隣接都道府県との連携が進まず
 - ✓ ニホンジカの侵入初期段階にある地域を抱える都道府県では、生息分布域の拡大や被害増加を懸念
 - ✓ 侵入元となる隣接都道府県は被害が発生する地域での対策を優先、連携のための広域協議会設立や運営に関する事務負担が大きいなどにより、都道府県境地域での連携した対策が進まず
 - ✓ 都道府県からはニホンジカの広域的な個体群管理への国の関与等の支援を求める意見あり

当省の意見

隣接都道府県からの侵入による生息分布域拡大のおそれがある地域における広域での生息動向の把握・分析等や捕獲等の実施に向けた調整など、関係都道府県の連携促進に向けた支援を行うこと。

【環境省】



背景・制度等

- 調査対象地方公共団体の多くが「将来的に指定管理鳥獣に対する捕獲圧を強化することとは困難」（捕獲従事者の高齢化や従事者数の確保といった課題などを背景に農地等に出没する個体の捕獲等で精一杯など）と回答
- 国・都道府県は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは鳥獣保護区を指定。保護区内では全ての鳥獣の狩猟が一律に禁止（地方公共団体による許可捕獲等は実施可）
- 都道府県指定鳥獣保護区は全国に約3,600か所、約289万ha（令和7年時点）

	狩猟	許可捕獲等
鳥獣保護区	× 禁止	○ 可能
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	△ 設定された鳥獣のみ可能	○ 可能

鳥獣保護区と狩猟鳥獣捕獲禁止区域での狩猟等の取扱い

調査結果

- 被害が発生している都道府県指定鳥獣保護区等に対する捕獲圧が不十分
 - ✓ 8割（36/45都道府県・市町村）が「都道府県指定鳥獣保護区又はその近隣地域で被害が発生」と回答
 - ✓ 被害が発生と回答した市町村の約6割（11/18市町村）で、都道府県指定鳥獣保護区等に対する捕獲圧が不十分（市町村による許可捕獲が未実施となっている例）

- ✓ 鳥獣の保護が重視される鳥獣保護区であることなどを踏まえ、慣例等により市町村による許可捕獲の対象区域から除外しているなどの例あり
- 狩猟による捕獲圧を活用する都道府県あり
 - ✓ 鳥獣の種類ごとに狩猟可否を柔軟に設定可能な「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」の活用は約3割（5/20都道府県）
 - ✓ 「都道府県指定鳥獣保護区」から「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への移行によって、狩猟による捕獲圧を活用しつつ、当該区域等の被害軽減と鳥獣保護の両立を図っている例あり
- 狩猟鳥獣捕獲禁止区域を活用していない理由
 - ✓ 「狩猟鳥獣捕獲禁止区域に関する制度を知らないため」（制度の存在を知らない、活用のメリット・デメリットを整理できておらず検討に至っていない等）、「鳥獣保護区の指定解除により対応」（都道府県指定鳥獣保護区の指定解除により対応しているため）など
- 約8割（15/20都道府県）で「保護すべき鳥獣が不明確となっている都道府県指定鳥獣保護区」あり
 - ✓ 過去の鳥獣保護管理法基本指針において、一定面積以上の保護区指定を求めており、当該方針に従って積極的に指定された経緯あり

当省の意見

i) 鳥獣種別に狩猟可否が設定可能な「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」制度

ii) 被害軽減に向けた都道府県指定鳥獣保護区の指定解除等による取組事例

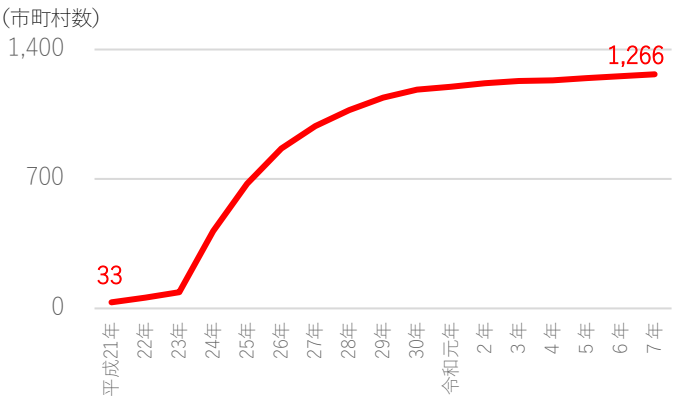
の周知等により、鳥獣の被害実態や保護及び管理のバランスを踏まえた都道府県における鳥獣保護区制度の適切な運用を推進

【環境省】



背景・制度等

- 鳥獣による農作物被害額は高止まり。その中でも二ホンジカやイノシシによる被害が高い割合を占める状況
- 市町村は、二ホンジカ等による農林水産業等に係る被害※1防止のための捕獲等の担い手として「鳥獣被害対策実施隊」を設置可能（鳥獣被害対策特措法）
- 隊員は非常勤の特別職地方公務員。農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等の活動中に負った隊員のけが等は公務災害補償制度の対象
- 鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村は増加。設置に関して基本指針※2では、隊員が市町村の鳥獣被害対策の担当職員のみで構成されているなどの課題を指摘



鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村数の推移

※1 農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害（鳥獣被害対策特措法第2条第2項）
※2 鳥獣被害対策特措法第3条に基づき農林水産大臣が定める基本指針

調査結果

- 「鳥獣被害対策実施隊員」以外の者が農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等を実施しているものは6割（15/25市町村）
 - ✓ 鳥獣被害対策実施隊が未設置となっている市町村あり（2/25市町村）
 - ✓ 設置済みの市町村（23/25市町村）でも、①隊員と隊員以外の者が捕獲等を実施しているケース（9/25市町村）、②隊員は市町村職員のみで隊員以外の者が捕獲等を実施しているケース（4/25市町村）あり
 - ✓ 隊員以外の者が捕獲活動中に負ったけが等はハンター保険等で対応
- 上記市町村の約8割（13/15市町村）は、農林水産業等に係る被害防止のための捕獲従事者が負ったけが等に対する補償の充実に関する検討等が必要と回答
 - ✓ 当省調査を契機として、「農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等」の捕獲従事者が負ったけが等に対する補償の充実に関する検討や対応が必要との意見あり

（補償の充実に関する意見等）

- ✓ 今後の事故に備えて、「農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等」に従事する者を鳥獣被害対策実施隊員に任命して補償対象とする検討や対応が必要
- ✓ 補償充実の必要性について検討実績はないが、国からの働き掛けや鳥獣被害対策実施隊が公務災害補償の対象となることを改めて示してもらえれば、庁内での見直しの契機となる。

当省の意見

鳥獣被害対策実施隊の構成等を適切に把握するとともに、公務災害補償等に関する情報を積極的に提供するなど、同実施隊の更なる活用に向けた地方公共団体への働き掛けを強化すること。

【農林水産省】

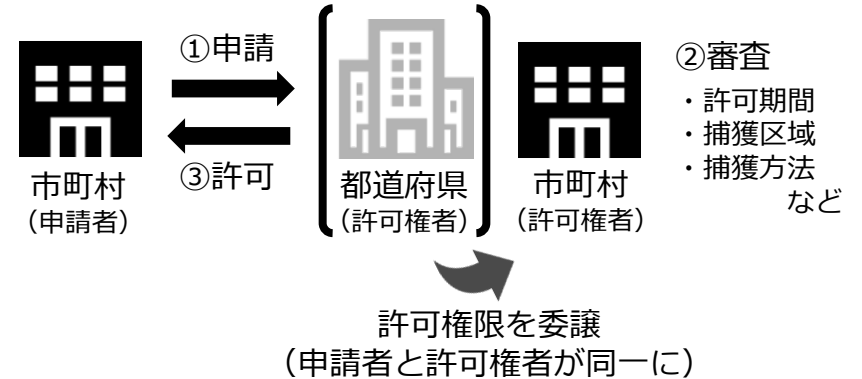
調査結果⑤ ニホンジカ等の捕獲許可手続

背景・制度等

- 管理等の目的で鳥獣の捕獲等をしようとする者は、**環境大臣又は都道府県知事の許可を受ける必要**あり。国指定鳥獣保護区は環境大臣、それ以外は都道府県知事が許可権者
- **都道府県知事の権限に属する捕獲許可手続の一部を市町村に委譲可能**であり、特に市町村が担う「被害防止のための捕獲等」（ニホンジカ、イノシシ等）に関する事務は委譲されることが一般的
- 住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合等には、**必要に応じて適切な条件（捕獲区域、捕獲方法等）を付すこと**とされている。
- 都道府県等による指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲等については、法令上の特例措置により、捕獲許可手続が不要

＜「被害防止のための捕獲等」の許可手続の流れ＞

※ 国指定鳥獣保護区以外の場合



調査結果

- 市町村が担うニホンジカ等の捕獲等に当たって、約 8 割の市町村（21/25市町村）が「**通年又は狩猟期間を除く通年**」でまとめて申請・許可
- 適切な条件（捕獲区域の限定、捕獲方法の限定等）を付与しないまま捕獲等を許可するなど、形式的な審査にとどまっている実態あり

（捕獲許可手続の許可内容（捕獲等の区域及び方法））

 - ✓ 慣例等により、**捕獲等の場所に応じた捕獲等の方法を限定せず、申請した捕獲等の区域（市町村全域、旧市町村全域など）の全域で銃猟やわな猟を行うことができるよう申請・許可している**（25/25市町村）
 - ✓ 申請・許可された数を超過した場合でも改めて捕獲許可手続を実施しない（3/25市町村）
- 市町村がニホンジカ等の捕獲等を行う場合の申請・許可手続の簡略化により、職員の負担を軽減し、限られた体制を被害防止対策に活用する余地あり

（捕獲許可手続の見直しに関する意見）

 - ✓ 同一行政機関内での手続であるが、その事務負担が大きいことから**手続の見直しや添付書類の省略等の検討を進める余地あり**
 - ✓ 申請・許可手続が不要な指定管理鳥獣捕獲等事業（国・都道府県が実施）の取扱いを踏まえ、**被害防止計画等の行政機関が作成する計画に基づく捕獲等についても捕獲許可手続の簡略化の検討の余地あり**
 - ✓ ニホンジカやイノシシだけでなく**他の鳥獣についても同様の観点から手続を見直す余地あり**

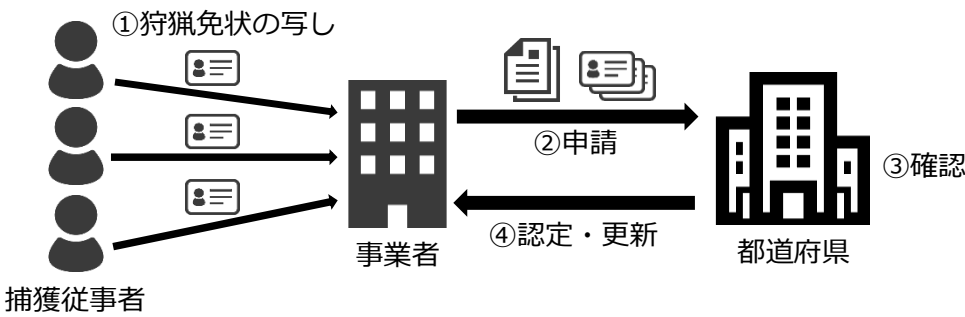
当省の意見

特定計画や被害防止計画に基づく許可捕獲の申請・許可手続について、**地方公共団体における実態等を踏まえた見直しを検討すること。**
【環境省】

背景・制度等

- 捕獲従事者の高齢化や減少等を踏まえ、鳥獣の捕獲等の担い手の育成・確保を目指し、平成26年に認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設
- 認定を受けることにより「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称使用や狩猟免許更新時の適性試験の免除、狩猟税の免除といった優遇措置あり
- 認定手続又は更新手続で求められる書類の一つとして、事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写しを提出する必要あり

＜認定・更新の手続の流れ＞



調査結果

- 全ての都道府県において狩猟免許の写しの提出を求めており、事業者側及び都道府県側の両者に事務負担が発生

（認定・更新手続における事務負担に関する意見）

- ✓ 捕獲従事者が1,000人程度所属する認定鳥獣捕獲等事業者もあり、認定又は更新を受けようとする者においては、これらの狩猟免許の写しが求められる【事業者側の負担】
- ✓ 提出された多数の狩猟免許の写し（紙媒体）の受領、確認作業等が発生【都道府県側の負担】

- 狩猟免許の交付主体は都道府県知事であり、都道府県庁内で狩猟免許の交付状況は把握可能
- 狩猟免許の写しの添付を省略しても支障は生じないとの意見あり

（狩猟免許の写しの添付の必要性に関する意見）

- ✓ 都道府県庁内で台帳の活用等により狩猟免許の交付状況を把握可能。有効な狩猟免許を有しており安全に捕獲等に從事できることが確認できることなどから、添付を省略しても支障は生じない
- ✓ 他の都道府県で狩猟免許を取得した者は、庁内の台帳等では情報を把握できないケースが想定されるが、当該ケースのみ狩猟免許の写しを求めればよい

当省の意見

認定鳥獣捕獲等事業者の認定及び更新手続において提出が必要となる書類から狩猟免許の写しを除外するなど、各都道府県における手続事務の実態を踏まえた改善を図ること。
【環境省】

(参考) 指定管理鳥獣等の捕獲等の枠組み

- 指定管理鳥獣を含む鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷）は、**原則禁止**（鳥獣保護管理法第 8 条）
- **狩猟（第11条第1項）**、**許可捕獲（第9条第1項）** 及び **指定管理鳥獣捕獲等事業（第14条の2）** を行う場合などに限って捕獲等が可能
- **緊急銃猟（第34条の2）** は、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合、一定の条件（人命等への危害を防止するため緊急に対応が必要等）を満たした場合に限り、市町村長の判断により実施可能
- 都道府県及び市町村では、**許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業により指定管理鳥獣の捕獲等を実施**

分類	狩猟	許可捕獲			指定管理鳥獣 捕獲等事業	緊急銃猟
		学術 研究等	鳥獣の管理			
			被害防止	個体数調整		
目的	—	学術 研究等	生活環境、農林水産業等 に係る被害防止	生息数又は生息範囲の抑制		人の生命又は 身体に対する 危害防止
法的根拠	第11条	第9条			第14条の2	第34条の2
実施時期	狩猟期間※ (11月頃～2月頃)	許可期間（通年可能）			事業実施期間	—
実施区域	鳥獣保護区等 の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域 (鳥獣保護区も可)			事業実施区域 (鳥獣保護区も可)	住居等又は その付近
実施主体	狩猟者	許可 申請者	市町村等	都道府県等	都道府県、国の機関	市町村
主な担い手	—	—	鳥獣被害対策実施隊等	事業受託者等 (認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲団体等)		受託者（捕獲等の技 術を有する者）、地 方公共団体職員等

※ 対象狩猟鳥獣や都道府県によっては、狩猟期間を延長又は短縮している場合がある。